

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
がと、
日、
の翌日)

目 次

- ◇規 則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課)
- ◇告 示 新たに生じた土地の確認(三件) (地方課)
- 字の区域の変更(四件) (〃)
- 字の区域の変更等(〃)
- 土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)
- 土地改良区の合併の認可(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 入会林野整備計画の適否の決定(林務課)
- 土地区画整理事業の認可(都市計画課)
- 都市計画事業の認可(〃)
- ◇教 委 告 示 臨時教育委員会の招集(総務課)
- ◇公 告 家畜商講習会の開催(畜産課)
- ◇正 誤 昭和六十三年九月鳥取県告示第八百五十一号中訂正

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第十六条第五号中「療養」を「アフターケア」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

様式第十四号の〔注意事項〕の3の(2)を次のように改める。

(2) この年金と同一の事由によつて、昭和61年3月以前から支給され、かつ、現に支給されている旧船員保険法、旧厚生年金保険法若しくは旧国民年金法の規定による年金の額が変更された場合若しくはその支給を受けられなくなった場合又は厚生年金保険法若しくは旧国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更さ

れた場合若しくはその支給を受けられなくなった場合
 様式第十四号の「注意事項」中8を9とし、5から7までを1ずつ繰り
 下げ、4の次に5として次のように加える。

- 5 年金受給権者（遺族補償年金の場合にあつては被災職員の妻であつた者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いは又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関の営業所等又は郵便局に提示することにより非課税の取扱いが認められます。

様式第十九号（その2）の福祉施設記録簿中

療	養	
テフターケテ		

テフターケテ				

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、米子市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和六十一年三月二十八日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
米子市大篠津町字安田三八五の四、三八五の三一及びこれらと一体をなす国有地並びに字或六八八の一〇、六八九の一、六八九の一七、六九〇の四、六九〇の一七、六九〇の二六、七〇一の七、七〇一の八及びこれらと一体をなす国有地の地先	六、五四三・七六 平方メートル
米子市大篠津町字高場八五一の九の地先	六三四・九二 平方メートル

鳥取県告示第九百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、淀江町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認

した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和六十三年八月三十日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七の一七、二六七の一八、二六七の二〇、二七二の三、二七一の二一、二九二の地先	三、七一・六一 平方メートル

鳥取県告示第九百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、淀江町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和六十三年八月三十日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
西伯郡淀江町大字今津字濱田二六七の一七、二六七の一八、二六七の二〇、二七二の三、二七一の二一、二九二の地先	五、四九〇・九九 平方メートル

鳥取県告示第千号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	町	字	以上の区域（昭和六十一年三月二十八日現在の地番による。）
大篠津町	安田	戎	大篠津町字安田の全域 大篠津町字安田三八五の四、三八五の三一及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地
高場			大篠津町字戎の全域 大篠津町字戎六八八の一〇、六八九の一、六八九の一七、六九〇の四、六九〇の一七、六九〇の二六、七〇一の七、七〇一の八及びこれらと一体をなす国有地の地先の土地
			大篠津町字高場の全域 大篠津町字高場八五一の九の地先の土地

鳥取県告示第千一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、昭和六十三年十一月一日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年八月三十日現在の地番による。）
大字今津字濱田	大字今津字濱田の全域
	大字今津字濱田二六七の一七、二六七の一八、二六七の二〇、二七一の三、二七一の二一、二九二の地先の土地

鳥取県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、昭和六十三年十一月一日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和六十三年八月三十日現在の地番による。）

大字今津字濱田

大字今津字濱田の全域

大字今津字濱田二六七の一七、二六七の一八、二六七の二〇、二七一の三、二七一の二一、二九二の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法（昭和二十六年法律第五十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年七月二十一日現在の地番による。）
大字六尾字内畑	大字六尾字内畑の全域
大字六尾字屋敷	大字六尾字前田五一〇の二、五一一の五
	大字六尾字屋敷の全域
	大字六尾字前田五一三、五一四の二、五一五の二

大字六尾字前田
 大字六尾字前田のうち五一〇の二、五一一の五、五二三、
 五一四の二、五一五の二以外の区域

鳥取県告示第千四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による久住地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十二年十一月九日現在の地番による。）</p>
<p>久住字鎌倉</p>	<p>久住字鎌倉のうち五の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>久住字北山口</p>	<p>久住字鎌倉五の二及びこれと一体をなす国有地 久住字北山口の全域 久住字宮山尻一四六の二四の一部、一四六の二五 久住字棚峠尻一九から二二まで</p>

<p>久住字棚峠尻</p>	<p>久住字棚峠尻のうち一九から二二まで以外の区域 久住字棚峠二三、二五、二七と一体をなす国有地</p>
<p>久住字棚峠</p>	<p>久住字棚峠のうち二三、二五、二七と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>久住字砂田</p>	<p>久住字砂田のうち三四の二、三六から三九まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三一、三四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>久住字大榎</p>	<p>久住字砂田三四の二、三六から三九まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三一、三四の一と一体をなす国有地の一部 久住字大榎の全域 久住字下タ檜田四八の一部、五一の一部及びこれらと一体をなす国有地 久住字川西二部谷六九の一〇の一部</p>
<p>久住字下タ檜田</p>	<p>久住字下タ檜田のうち四八の一部、五一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 久住字上エ檜田五四の一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地 久住字檜田尻七一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>久住字上エ檜田</p>	<p>久住字上エ檜田のうち五四の一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 久住字川西二部谷六九の一〇の一部</p>
<p>久住字川西二部谷</p>	<p>久住字川西二部谷のうち六九の一〇の一部以外の区域</p>
<p>久住字川西檜木田</p>	<p>久住字川西檜木田のうち七〇の一の一部以外の区域</p>

久住字檜田尻	久住字川西檜木田七〇の一の一部 久住字檜田尻のうち七一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 久住字仲子田八四の二、八五の三、八六の一の一部 久住字アカ田の全域 久住字深田九二の一の一部、九二の三、九三、九四、九五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
久住字仲子田	久住字仲子田のうち八四の二、八五の三、八六の一の一部以外の区域
久住字深田	久住字深田九二の一の一部、九二の二、九二の四、九五の一、九六及びこれらと一体をなす国有地並びに九二の三、九五の二と一体をなす国有地の一部
久住字原井手下 タ	久住字原井手下タのうち九七の一、九九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
久住字鐘村渡り 上ノ上ミ	久住字原井手下タ九七の一、九九の二及びこれらと一体をなす国有地 久住字鐘村渡り上ノ上ミの全域 久住字宮山尻り一四二及びこれと一体をなす国有地並びに一四六の二と一体をなす国有地の一部
久住字宮山尻り	久住字宮山尻り一四二、一四六の二四の一、一四六の二五及びこれらと一体をなす国有地並びに一四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
久住字鐘村家ノ 下タ	久住字鐘村家ノ下タのうち二二四の四、二二八の四、二二九の二、二四一の一の一部、二四一の二、二四三の二、二四四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
久住字古屋ノ向	久住字古屋ノ向のうち二四七の二、二四八の二、二五六の二、二五七、二五八、二五九の二、二六〇の二、二七〇、二七三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
久住字古屋ノ前	久住字鐘村家ノ下タ二二四の四、二二八の四、二二九の二、二四一の一の一部、二四一の二、二四三の二、二四四の二及びこれらと一体をなす国有地 久住字古屋ノ向二四七の二、二四八の二、二五六の二、二五七、二五八、二五九の二、二六〇の二、二七〇、二七三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 久住字古屋ノ前のうち二七六の一部、二七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
久住字古屋	久住字古屋のうち三二八、三二九と一体をなす国有地の一部以外の区域
久住字種井ノ空	久住字種井ノ空のうち三三〇の二、三三一の二並びに三三二の二、三三三、三三四と一体をなす国有地の一部以外の区域
久住字荒神田	久住字荒神田のうち三三六、三三七と一体をなす国有地の一部以外の区域
久住字宮ノ上エ 谷	久住字宮ノ上エ谷のうち三三九から三四二まで、三四四の二、三四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
久住字宮ノ上エ 塔	久住字宮ノ上エ谷三三九の一部、三四〇から三四二まで、

<p>久住字鍛冶屋坂 道下タ</p>	<p>久住字宮ノ前</p>	<p>久住字宮ノ塔</p>	
<p>久住字宮ノ前四一の一の二の一部、四二二の三の一部、四一三の二の一部、四一四の一部四一八の一部、四二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二二と一体をなす</p>	<p>久住字古屋ノ前二七六の一部、二七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 久住字宮ノ前のうち四一〇の二の一部、四一〇の三の一部、四一一の一、四一一の二の一部、四一一の三の一部、四一一の四、四一一の六から四一一の八までの一部、四一一の九、四一二、四一三の一の一部、四一三の二、四一三の三、四一四の一部、四一八の一部、四二〇の一部、四二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>久住字古屋ノ前二七六の一部及びこれと一体をなす国有地 久住字古屋三二八、三二九と一体をなす国有地の一部 久住字種井ノ空三三〇の二、三三一の二並びに三三二の二、三三三、三三四と一体をなす国有地の一部 久住字荒神田三三六、三三七と一体をなす国有地の一部 久住字宮ノ上エ谷三三九の一部及びこれと一体をなす国有地 久住字宮ノ上エ塔三七四の一の一部、三七四の二の一部、三七六の三の一部 久住字宮ノ塔のうち三七七の一部、三七八の一部及びこれらと一体をなす国有地 久住字宮ノ前四二〇の一部並びに四二〇と一体をなす国有地の一部</p>	<p>三四四の二、三四五の二及びこれらと一体をなす国有地 久住字宮ノ上エ塔のうち三七四の一の一部、三七四の二の一部、三七六の三の一部以外の区域 久住字宮ノ塔三七七の一部、三七八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>久住字榎ノ田</p>	<p>久住字大畑ケ下 タ</p>	<p>久住字笹谷</p>	<p>久住字仲谷</p>
<p>久住字宮ノ前四一〇の二の一部、四一一の一、四一一の四、四一一の六から四一一の八までの一部、四一一の九、四一二、四一三の一の一部、四一三の二、四一三の三及びこれらと一体をなす国有地 久住字仲谷五〇七の一部 久住字笹谷尻川端五〇八の一部、五〇九の一、五〇九の二、</p>	<p>久住字大畑ケ下タのうち五五〇、五五一、五五二、五五三の二から五五三の四まで、五五四の二から五五四の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>久住字仲谷五〇六の一部、五〇七の一部 久住字笹谷尻川端五一一の二、五一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五一〇と一体をなす国有地の一部 久住字笹谷のうち五一二の一部</p>	<p>久住字仲谷のうち五〇六の一の一部、五〇七の一部以外の区域 久住字笹谷尻川端五〇八の一部並びに五〇八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>久住字鍛冶屋</p>		<p>久住字鍛冶屋坂道下タ四二六の二、四二七の一と一体をなす国有地の一部 久住字鍛冶屋の全域</p>	<p>国有地の一部 久住字鍛冶屋坂道下タのうち四二三の二の一部並びに四二六の二、四二七の一、四二八と一体をなす国有地の一部以外の区域 久住字笹谷尻川端五〇八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五〇八、五〇九の二と一体をなす国有地の一部</p>

久住字鉄穴田	<p>五一〇、五一一の一、五一一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>久住字笹谷五一二の一部</p> <p>久住字大畑ケ下タ五五〇の一部、五五一、五五二、五五三の二から五五三の四まで、五五四の二から五五四の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>久住字横ノ田のうち五五六の四の一部、五五六の五の一部、五五六の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>久住字六兵衛田六六二の二、六六三、六六四と一体をなす国有地の一部</p> <p>久住字六兵衛田井手下タ六六五の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>久住字土居ノ向六七二の一部、六七四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
久住字土居	<p>久住字横ノ田五五六の八と一体をなす国有地の一部</p> <p>久住字鉄穴田の全域</p> <p>久住字土居六〇七の一、六〇七の五、六〇九の三、六〇九の四、六二二の二、六二二、六三三の一並びに六二〇の一、六二〇の二、六二一、六二二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
久住字奥山尻道上エ	<p>久住字奥山尻道上エのうち六五一の二、六五七の二、六五七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
久住字六兵衛田	<p>久住字横ノ田五五六の四の一部、五五六の五の一部、五五六の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>久住字土居六一九の二、六一九の三、六二〇の一、六二〇</p>
久住字土居ノ向	<p>の二、六二一、六二二、六三三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>久住字奥山尻道上エ六五一の二、六五七の二、六五七の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>久住字六兵衛田のうち六六二の二、六六三、六六四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>久住字六兵衛田井手下タのうち六六五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>久住字土居ノ向六六七の一部、六六八の一部、六七二の一部、六七三、六八四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六八三、六八四と一体をなす国有地の一部</p> <p>久住字イヲリヤ田七六二の一部、七六三の四の一部、七六五の一部、七六六の一の一部、七六六の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>久住字奥山尻リ七六七の一部、七六八の一の一部、七六八の二の一部、七六九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
久住字土居ノ向道 _{上エ}	<p>久住字大畑ケ下タ五五〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>久住字土居ノ向のうち六六七の一部、六六八の一部、六七二の一部、六七三、六七四の一部、六八三の一部、六八四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六八三、六八四と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>久住字土居ノ向道上エ六八五から六八七まで、六八八の二、六八八の三、六八九の一、六八九の二、六八九の三、六八九の四、六八九の五、六八九の六、六八九の七、六八九の八、六八九の九、六九〇から六九四まで、六九五の一、六九六、六九七の一、六九九</p>

<p>久住字鱧原ノ上</p>	<p>久住字土居ノ向六八三の一部及びこれと一体をなす国有地 久住字鱧原ノ上のうち七二七の二の一部、七二二、七二七の二の一部、七二八、七二九の一部、七三〇の二の一部、七三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>久住字門田</p>	<p>久住字門田のうち七五四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>久住字イヲリヤ田</p>	<p>久住字鱧原ノ上七二七の二の一部、七二二、七二七の二の一部、七二八、七二九の一部、七三〇の二の一部、七三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 久住字門田七五四と一体をなす国有地の一部 久住字イヲリヤ田のうち七六二の一部、七六三の四の一部、七六五の一部、七六六の二の一部、七六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 久住字奥山尻リ七六七の一部、七六八の二の一部、七六八の二の一部、七六九の一部、七七〇の二、七七〇の二、七七二の二及びこれらと一体をなす国有地 久住字イヲリヤ道上エ七七二、七七三の二、七七三の二、七七四の二、七七四の三、七八一の二、七八二の二、七八二の三、七八三の二及びこれらと一体をなす国有地 久住字原八〇六の二、八〇七から八一〇まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>久住字原</p>	<p>久住字原のうち八〇六の二、八〇七から八一〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>久住字河西鱧原</p>	<p>久住字河西鱧原のうち八二四の二、八四五の二、八四六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>久住字金屋子下モ</p>	<p>久住字金屋子下モのうち八五一の二、八五二の二、八五四、八五五の二、八五五の二以外の区域</p>
<p>久住字門畑ケ田</p>	<p>久住字河西鱧原八二四の二、八四五の二、八四六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 久住字金屋子下モ八五一の二、八五二の二、八五四、八五五の二、八五五の二 久住字門畑ケ田の全域</p>
<p>久住字山ノ神谷</p>	<p>久住字山ノ神谷の全域 久住字川西山一〇六五の二の一部</p>
<p>久住字大澤門田</p>	<p>久住字大澤門田のうち九七七の二の一部、九七八、九七九の二、九八〇の二、九八一の二以外の区域 久住字大澤家ノ向九八四、九八五の二、九八六の二、九九一の三及びこれらと一体をなす国有地 久住字野古路一〇二五の六の一部</p>
<p>久住字大澤家ノ向</p>	<p>久住字大澤家ノ向のうち九八四、九八五の二、九八六の二、九九一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに九八五の二と一体をなす国有地</p>
<p>久住字八兵衛田</p>	<p>久住字大澤門田九七七の二の一部、九七八、九七九の二、九八〇の二、九八一の二 久住字大澤家ノ向九八五の二と一体をなす国有地 久住字八兵衛田の全域</p>

久住字野古路	久住字野古路一〇二四の二の一部、一〇二五の六の一部、一〇二五の七、一〇二五の八、一〇二五の一 久住字川西山一〇六一の二の一部、一〇六一の四、一〇六一の五
久住字野古路	久住字野古路のうち一〇二四の二の一部、一〇二四の二の一部、一〇二五の六の一部、一〇二五の七、一〇二五の八、一〇二五の一以外の区域 久住字柳縄手一〇四三の一部
久住字柳縄手	久住字野古路一〇二四の二の一部 久住字柳縄手のうち一〇四三の一部以外の区域
久住字川西山	久住字川西山のうち一〇六一の二の一部、一〇六一の四、一〇六一の五、一〇六五の二の一部以外の区域
廃止する字の名称	久住字アカ田、久住字笹谷尻川端、久住字六兵衛田井手下タ、久住字奥山尻リ

鳥取県告示第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を昭和六十三年十月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、昭和六十三年八月二十四日付けで赤碕町土地改良区理事長伊藤喬から申請のあつた赤碕町土地改良区及び勝田川土地改良区の合併については、昭和六十三年十月二十四日認可したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 合併により定款を変更し、存続する土地改良区
赤碕町土地改良区
- 二 合併により解散する土地改良区
勝田川土地改良区

鳥取県告示第七号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）大原地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る久住地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第十九号

西伯郡西伯町大字福頼一四〇―一福頼入会林野整備組合長荊尾利之から申請のあつた福頼入会林野整備計画については、昭和六十三年九月三

十日適當と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

福頼入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

鳥取新都市土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

東京都千代田区霞ヶ関三丁目八一

地域振興整備公団

総裁 茂串 俊

代理人

鳥取市川端一丁目一〇八

地域振興整備公団鳥取都市開発事務所

所長 加藤要治

三 事業施行期間

昭和六十三年十月二十八日から昭和七十六年三月三十一日まで

第一工区

昭和六十三年十月二十八日から昭和六十四年三月三十一日まで

第二工区

昭和六十三年十月二十八日から昭和六十五年三月三十一日まで

第三工区

昭和六十三年十月二十八日から昭和六十六年三月三十一日まで

第四工区

昭和六十三年十月二十八日から昭和七十年三月三十一日まで

第五工区

昭和六十三年十月二十八日から昭和七十三年三月三十一日まで

第六工区

昭和六十三年十月二十八日から昭和七十五年三月三十一日まで

第七工区

昭和六十三年十月二十八日から昭和七十六年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

鳥取市香取字元結谷丸山並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字高畑、字穴田、字水堤、字大池平、字大休、字芋谷、字芋山、字堀覆平、字砥石場、字乳母谷、字本谷、字砥石場平、字池ノ鳴、字岩丸木平、字小寺谷、字寺谷、字大休ミ及び字堀覆谷の各全部並びに香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字宮ヶ鼻、字権現、字元結口、字元結堤ノ下、字元結、字元結深谷、字奥袋谷、字袋谷、字元結堤下及び字元結堤下夕、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字新前田、字長谷、字山建平、字山立平、字芳ヶ谷、字蝦谷、字海老谷、字池ノ平、字芦谷、字細谷、字奥山立口、字奥山立、字狸谷、字奥山立平、字治郎谷、字獻上谷、字犬聲谷、字本谷口、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字洞道谷、字圓本、字圓本及び字私都谷、紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部

第一工区

鳥取市香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、

字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結堤下、字権現及び字宮ヶ鼻の各一部

第二工区

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結堤ノ下、字

元結堤下、字元結深谷、字元結西側及び字元結口の各一部

第三工区

鳥取市香取字元結口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結深谷及び字

奥袋谷並びに生山字長谷の各一部

第四工区

鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、字岩丸木平、字砥石場平、字乳母谷、字本谷、字砥石場、字扉覆平、字扉覆谷及び字大堤の各全部並びに同町字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字献上谷、字本谷口、字犬聲谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字洞道谷、字圓木、字圓木及び字大休ミ並びに香取字袋谷及び字元結口の各一部

第五工区

鳥取市生山字高畑、字穴田、字池ノ鳴、字芋谷及び字芋山の各全部並びに同町字大池平、字山建平、字山立平、字水堤、字大休ミ、字蝦谷、字海老谷、字細谷、字奥山立平、字狸谷、字奥山立、字奥山立口、字池ノ平、字芳ヶ谷、字新前田及び字私都谷の各一部

第六工区

鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字松ヶ谷、字捨樋谷及び字長谷並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部

第七工区

鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下、字元結堤下、字元結堤下々、字元結及び字元結深谷の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

六 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十四日

七 事業年度

八 公告の方法

四月一日から翌年三月三十一日まで
事務所の掲示板に掲示する。

鳥取県告示第千十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 五・六・二号弓ヶ浜公園

三 事業施行期間

昭和六十三年十月二十八日から昭和七十年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 米子市両三柳字忠次郎道西、字深池尻中通外、字深池尻、字深池尻ノ一、字深池、字治平道左右及び字三保向ヒ地内
- 2 使用の部分 米子市両三柳字忠次郎道西地内

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年十月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 昭和六十三年十月三十一日(月)午後三時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 昭和六十三年年度教育表彰について
 - 2 その他

公 告

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

昭和63年10月28日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

1 開催日時

昭和63年11月28日(月)及び同月29日(火) 9時から17時まで

2 開催場所

倉古市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所第8会議室

3 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 4時間

家畜の品種及び特徴 4時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講申込方法

所定の家畜商講習会受講講習申込書に、講習会受講手数料として3,200円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した縦3.5センチメートル、横2.5センチメートル、無暗、正面、上半身像のもの)をはり付け、昭和63年11月14日(月)までに所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

正 誤

昭和六十三年九月鳥取県告示第八百五十一号(被爆者一般疾病医療機関の指定について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

三 下 安部内科医院

安部内科医院